

○登録試験機関の登録の区分を定める件

平成十七年九月一日国土交通省告示第九百二十二号

最終改正 平成二十六年二月二十五日国土交通省告示第百五十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四十一号)の施行に伴い、及び住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第六十一条第二項(同条第三項において準用する同法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、登録試験機関の登録の区分を次のように定める。

登録試験機関の登録の区分を定める件

- 1 住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「法」という。)第六十一条第二項(同条第三項において準用する法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の国土交通大臣が定める区分は、次に掲げるものとする。
  - 一 法第五十九条第一項の試験を行う者(次号に規定する者を除く。)としての同項の規定による登録
  - 二 外国にある事務所により法第五十九条第一項の試験を行う者としての同項の規定による登録
- 2 前項各号に掲げる登録の申請は、次に掲げる日本住宅性能表示基準(平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号)の別表1及び別表2—1の(イ)項に掲げる表示すべき事項の区分を明らかにして行うものとする。
  - 一 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)
  - 二 耐震等級(構造躯体の損傷防止)
  - 三 その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)
  - 四 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)
  - 五 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)
  - 六 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法
  - 七 基礎の構造方法及び形式等
  - 八 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)
  - 九 感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)
  - 十 避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)
  - 十一 脱出対策(火災時)
  - 十二 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))

- 十三 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))
- 十四 耐火等級(界壁及び界床)
- 十五 劣化対策等級(構造躯体等)
- 十六 維持管理対策等級(専用配管)
- 十七 維持管理対策等級(共用配管)
- 十八 更新対策(共用排水管)
- 十九 更新対策(住戸専用部)
- 二十 省エネルギー対策等級
- 二十一 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)
- 二十二 換気対策
- 二十三 室内空気中の化学物質の濃度等
- 二十四 石綿含有建材の有無等
- 二十五 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等
- 二十六 単純開口率
- 二十七 方位別開口比
- 二十八 重量床衝撃音対策
- 二十九 軽量床衝撃音対策
- 三十 透過損失等級(界壁)
- 三十一 透過損失等級(外壁開口部)
- 三十二 高齢者等配慮対策等級(専用部分)
- 三十三 高齢者等配慮対策等級(共用部分)
- 三十四 開口部の侵入防止対策
- 三十五 現況検査により認められる劣化等の状況
- 三十六 特定現況検査により認められる劣化等の状況(腐朽等・蟻害)

#### 附 則

- 1 この告示は、平成十八年三月一日から施行する。
- 2 指定試験機関等の指定等の区分を定める件(平成十二年建設省告示第千六百五十九号)は廃止する。
- 3 住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条の表の第四号中欄に規定する指定及び承認を受けた区分に相当するものとして国土交通大臣が定める

区分は、次の表の各号の上欄に掲げる区分に応じ、当該各号の下欄に定める区分とする。

一 この告示による廃止前の指定試験機関等の指定等の区分を定める件(以下「旧告示」という。)第一項第一号に係る指定	登録試験機関の登録の区分を定める件(以下「新告示」という。)第一項第一号に掲げる区分
二 旧告示第一項第二号に係る承認	新告示第一項第二号に掲げる区分

附 則（平成二十六年二月二十五日国土交通省告示第百五十二号）

- 1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第一条中「省エネルギー対策」を「断熱等性能」に改める部分及び第二条中「省エネルギー対策」を「断熱等性能」に改める部分については、住宅型式性能認定又は型式住宅部分等製造者認証については平成二十六年二月二十五日以降に住宅型式性能認定が申請される住宅又はその部分から、特別評価方法認定については平成二十六年二月二十五日以降に試験がされる特別評価方法認定から、それぞれ適用することを妨げない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第一条中第二十一号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十号の次に「二十一 一次エネルギー消費量等級」を加える部分及び第二条中第二十一号から第三十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二十号の次に「二十一 一次エネルギー消費量等級」を加える部分については、住宅型式性能認定又は型式住宅部分等製造者認証については平成二十六年十月一日以降に住宅型式性能認定が申請される住宅又はその部分から、特別評価方法認定については平成二十六年十月一日以降に試験がされる特別評価方法認定から、それぞれ適用するものとする。

---

**【平成二十六年二月二十五日国土交通省告示第百五十二号の未施行内容】**

〔注1〕次に掲げる改正後の規定は、平成二十七年四月一日から施行であるが、取扱いは、上記附則2及び3の通り。

2 前項各号に掲げる登録の申請は、次に掲げる日本住宅性能表示基準(平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号)の別表1及び別表2-1の(い)項に掲げる表示すべき事項の区分を明らかにして行うものとする。

一～十九 (現行)

二十 断熱等性能等級

二十一 一次エネルギー消費量等級

二十二～三十七 (現行二十一～三十六)

---